

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策国内制限措置

(4月12日午前6時から4月19日午前6時まで有効)

	レベルB (危険レベル)	レベルC (高危険レベル)
対象地域	レベルC以外のすべての地域	アッティカ県、アハイア郡、ビオティア郡、エヴィア郡(マンドウディ・リムニ・アギアアンナ市、イステイエア-エディプソス市を除く)、エヴリタニア郡、アルカディア郡、コリンシア郡、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、キルクス郡、ペラ郡、コザニ郡、レスボス郡、ザキントス郡、ミコノス郡、アギオン・オロス(アトス半島)、カリムノス市、レロス市、ロドス市、ヒオス市、レシムノ郡アノヤ市、ハニア市、イオアニナ市、コニツァ市、セレス郡アンフィポリ市、ベリア市、セレス市、カルディツァ市、カストリア市、カストリア郡オレスティダ市、グレベナ市、コザニ郡ボイオス市ガラティニ村、コス郡、イリア郡イリダ市、ラミア市、フシオティダ郡ロクレス市
マスク着用	屋外、屋内を問わず着用義務(職場を含む)	
夜間の外出禁止 ※通勤、仕事、健康上の理由による移動と、ペットの散歩を目的とする外出は例外	午後9時から午前5時までの間、原則として外出禁止	
郡外・県外移動禁止	・ 郡外への移動禁止	・ アッティカ県は県外、他は市外への移動禁止
集会、公的イベント、社交行事等(屋内、屋外、公的、私的を問わない)	・ 禁止	
公共交通機関・タクシー・自家用車 ※出発点が基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ 交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・ 鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客65%まで ・ 自家用車・タクシー等は運転手含めて3人まで。未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外。また、介助を要する者は付き添い1人まで可。 ・ バン等は運転手含めて4人まで、未成年の子供が親と同乗する場合のみ人数制限の対象外 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の移動のための社用車等は乗員最大50%まで（職場からの・職場への移動にかぎり、雇用主の証明書等が必要） ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、同棲者（正式）の同乗はマスク着用義務の対象外 ・フェリーは乗客50%、キャビン付きは55%まで 	
公共サービス（役場等）	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループの特別休暇等による保護に加え最大限のテレワークが義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制 ・テレカンファレンス、テレ面接 ・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで 	
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く） ・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務。サービス業はテレワーク60%の義務。 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く） ・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで
レストラン、カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・店内の営業は禁止（ホテルは、宿泊客に関してのみ可能） ・デリバリー、テイクアウト、ドライブスルーは可（ただし、テイクアウト等はそれ自体を理由として外出してはならない（他の外出理由のついでに立ち寄るべきとされているため））。また、店の内外に客が留まることは禁止。 	
食料品店 （スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等）、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等 ※薬局及びガソリンスタンドの営業時間は別枠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ（レジ待ちの列では2m以上の間隔） ・店内は25㎡毎に1人まで ・申告は13033番（申告番号「2」）へのSMS送信か書面 ・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ ・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間 ・宅配は翌日午前1時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ（レジ待ちの列では2m以上の間隔） ・店内は25㎡毎に1人まで ・申告は13033番（申告番号「2」）へのSMS送信か書面 ・買い物の距離は居住地から2キロ範囲以内、または居住地の市内のみ ・営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間 ・宅配は翌日午前1時まで ・テサロニキ郡、コザニ郡では、スーパーマーケットでは電気商品、玩具、衣服等、一部商品は店内販売禁止（宅配は可）

<p>小売店舗、ショッピングセンター等</p> <p>※キオスクは24時間営業可 ※ラリサ郡及びトリカラ郡ファルカドナ市に関しては、3月3日・4日の地震の影響を受けた者については例外的な措置を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Click Away または Click Inside で購入可能。予約が必要。 ・ Click Inside では、500㎡までは25㎡毎に1人まで、500㎡以上は追加100㎡毎につき1人ずつ追加 ・ 13032番に携帯電話からSMSで申告する。1日1回、3時間以内のみ可能 ・ 受け取りは、領収書等をもって、1人のみ ・ 支払方法はネット支払い又はカード払い ・ 購入時の待つ客は9人まで、待ち時間は10分以内、列では2m以上の間隔 ・ 営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間 ・ 日曜日は営業不可 ・ ショッピングモール、アウトレット等は Click Away のみ営業可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Clicka Away、または Click Inside で購入可能。予約が必要。 ・ Click Inside では、500㎡までは25㎡毎に1人まで、500㎡以上は追加100㎡毎につき1人ずつ追加 ・ 13032番に携帯電話でSMSで申告する。1日1回、3時間以内のみ ・ 受け取りは領収書等をもって、1人のみ ・ 支払方法はネット支払い又はカード払い ・ 購入時の待つ客は9人まで、待ち時間は10分以内、列では2m以上の間隔 ・ 営業時間は午前7時から午後8時半までの任意の時間 ・ 日曜日は営業不可 ・ ショッピングモール、アウトレット等は営業禁止 ・ コザニ郡は営業禁止 ・ テサロニキ郡は Click away のみ
<p>理髪店、美容院、エステ等</p> <p>※レベルCでは、理髪店・ネイルサロン・ペディキュアのみが営業可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲と2m以上の間隔を保つ ・ 100㎡までは4人まで、100㎡以上は追加的に25㎡毎に1人ずつ追加 ・ 1回のSMS等による申告での散髪等は3時間以内 ・ 予約制 ・ 待合室は禁止 ・ 営業時間は任意で午前7時から午後8時半までの任意の時間 	
<p>教会等、宗教施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 儀式等のための集会、個人の礼拝は可、施設内25㎡に1人、かつ最大9人まで ・ 4月14日、16日、17日、18日は各市の大聖堂では25㎡に対し1人、かつ20人までを許可する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 儀式等では一般人の参加禁止 ・ 冠婚葬祭は9人まで（市民婚の結婚式は、儀式執行者や補助員を含む） ・ 個人の礼拝は、施設内に最大9人まで ・ 4月14日、16日、17日、18日は各市の大聖堂では25㎡に対し1人、かつ20人までを許可する
<p>遺跡、博物館等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内は営業禁止 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外は営業可 ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ ・10㎡毎に 1 人まで ・グループは 3 人まで、家族（配偶者、子供、正式同棲者）を除く
コンサート、演劇等の公演	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止（無観客の放映は可）
カンファレンス・博覧会等	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止

【共通事項】

1 4 歳以下の子供、医学的理由（呼吸器官の疾患等）のある者、1 室で 1 人勤務の者、宗教的儀式（葬儀を含む）を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。

2 食料品店等と同様に銀行への訪問に関しては、距離は居住地から 2 キロ範囲以内、または居住地の市内のみであること。

3 違反金に関しては、マスク着用義務、周囲と適した間隔（ほとんどの場合 1.5 m）を保つ義務、日中・夜間の外出制限・禁止、及び県・郡外移動禁止の違反については 300 ユーロ。その他規制の違反に関しては原則 150 ユーロ（個人の場合）。ただし、個人でも禁じられたイベント等を開催した場合は数千ユーロ以上となる。

4 クルーズ船の寄港は原則として禁止。クルーズ船を除くレジャー船、観光船等は寄港・出航禁止（緊急事態、給油・給水等、8 m 以下のポート等による釣りを除く）。